

## 茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設開放事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市立学校施設使用規則（昭和40年茅ヶ崎市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づき茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設（以下「夜間照明施設」という。）を目的外使用する場合において、広く市民のスポーツ活動に供する事業（以下「学校体育施設開放事業」という。）を行うための必要な事項を定めるものとする。

### (開放校)

第2条 茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設とは、夜間照明付き運動場とし、夜間照明施設開放事業を実施する学校は、別表第1に定めるとおりとする。

### (開放しない日)

第3条 夜間照明施設開放事業を実施することができない日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該休日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。

(2) 1月1日から2月末日まで及び12月27日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開放することができない日を臨時に変更することができる。

### (開放時間)

第4条 夜間照明施設開放事業を実施することができる時間は、別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

### (利用団体の登録)

第5条 夜間照明施設開放事業で開放校を利用したい団体は、規則第3条の規定によりあらかじめ教育委員会に登録するものとする。。

### (利用種目)

第6条 夜間照明施設開放事業を実施する場合において行うことができる競技の種目は、軟式野球、サッカー及びソフトボールとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定する競技の種目以外のものを行わせることができる。

( 管理指導員 )

第 7 条 規則第 3 条第 4 項の規定により登録をした者 ( 以下「登録団体」という。 ) は、管理指導員を 1 人選出するものとする。

( 管理指導員の職務 )

第 8 条 管理指導員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 夜間照明施設の使用の判断の決定
- (2) 夜間照明施設の鍵の管理並びに夜間照明施設の解錠及び施錠
- (3) 茅ヶ崎市立学校施設使用許可決定書の確認
- (4) 夜間照明施設の点灯
- (5) 使用者の事故防止及び安全確保
- (6) 使用者の遵守事項の指導及び監督
- (7) 使用者への器具の貸出及び収納の指導、確認
- (8) 夜間照明施設並びに器具の破損又は滅失の防止
- (9) 使用後の清掃の確認
- (10) 学校開放利用日誌の記入

( 遵守事項 )

第 9 条 夜間照明施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 夜間照明施設の使用を開始するとき及び使用を終了したときは、その旨を管理指導員に報告すること。
- (2) 使用の許可を受けた施設以外の施設を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所に自動車、原動機付自転車、自転車等を持ち入れ、又は駐車しないこと。
- (4) 芝生及び植え込みの中に立ち入らないこと。
- (5) 所定の便所以外の便所を使用しないこと。
- (6) 所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。
- (7) 吸い殻は、所定の容器に捨て、使用後は所定の方法で片づけること。
- (8) ごみを持ち帰ること。
- (9) 使用した運動場を使用後に整備し、清掃すること。
- (10) 器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理指導員に届け出ること。

(11)スポーツ傷害保険に加入するよう努めること。

(12)負傷等の事故に関し、適切な処置をとること。

(委託)

第10条 夜間照明施設開放事業における夜間照明施設及び器具の管理等については、登録団体が構成する団体に委託するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、夜間照明施設開放事業について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 茅ヶ崎市立学校運動場夜間照明施設開放実施要綱(平成7年11月1日施行)は、廃止する。

別表第1(第2条関係)

開放校

茅ヶ崎市立梅田中学校
茅ヶ崎市立円蔵中学校
茅ヶ崎市立北陽中学校
茅ヶ崎市立中島中学校

別表第2(第4条関係)

期間の区分	夜間照明施設開放事業を実施する時間
3月、11月及び12月	午後6時30分から午後8時30分まで
4月から10月まで	午後7時から午後9時まで

